

京都府子どもの読書活動推進計画
(第三次推進計画)

社会総がかいではぐくもう 京の子ども読書活動

感性を磨き「ことばの力」を豊かにはぐくむ読書活動の推進

平成27年 1 月

京都府教育委員会

社会総がかりではなくもう 京の子ども読書活動

京都府子どもの読書活動推進計画
(第三次推進計画)

感性を磨き「ことばの力」を豊かにはぐくむ読書活動の推進

目 次

はじめに	1
第1章 第三次推進計画策定の趣旨	3
第2章 第二次推進計画期間における成果と課題	
1 第二次推進計画期間における施策	4
2 第二次推進計画期間中の努力目標達成状況及び成果と課題	5
(1) 家庭における読書活動の推進	5
(2) 学校等における読書活動の推進	6
(3) 地域社会における読書活動の推進	9
(4) 効果的な読書活動の推進	10
第3章 第三次推進計画の基本的な考え方と子どもの読書の状況	
1 推進計画の基本的な考え方	11
2 子どもの読書の状況	11
3 京都府の役割	
(1) 家庭における読書活動の推進	13
(2) 学校等における読書活動の推進	13
(3) 地域社会における読書活動の推進	13
(4) 効果的な読書活動の推進	13
4 第三次推進計画の期間	13
第4章 努力目標と具体的な推進方策	
1 家庭における読書活動の推進	
(1) 家庭の役割	14
(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援	14
ア 読書活動への理解の促進	14
イ 学校等との連携	15

2	学校等における読書活動の推進	
(1)	学校等の役割と取組	16
ア	読書活動の推進における学校等の役割	16
イ	保育所、幼稚園、認定こども園における取組	17
ウ	小・中・高等学校における取組	18
エ	特別支援学校における取組	19
オ	教職員の推進体制	19
(2)	学校図書館の役割と取組	20
ア	学校図書館の役割と取組	20
イ	学校図書館の図書資料の充実	21
ウ	学校図書館の情報化	21
エ	学校図書館の開館	21
オ	余裕教室等の活用	22
3	地域社会における読書活動の推進	
(1)	図書館等の役割と取組	22
ア	市町村立図書館等の役割と取組	22
イ	府立図書館の役割と取組	23
(2)	民間団体の役割	23
ア	民間団体の活動	23
イ	民間団体との連携	23
4	効果的な読書活動の推進	
(1)	関係機関等の連携・協力	24
(2)	啓発・広報の推進	25
ア	情報提供・啓発	25
イ	「子ども読書の日」を中心とした取組の推進	25
ウ	「古典の日」を中心とした取組の推進	25
(3)	推進体制の整備	25
※	用語の解説	26
*	参考資料【抜粋】	
	「子どもの読書活動の推進に関する法律」	29
	「学校図書館法」	31
	「図書館法」	32

はじめに

子どもは空想の天才です。親の膝の上で物語を聞きながら、親の予測もしない言葉が飛び出したり、自分で先回りして物語を展開したりすることがあります。その膝の温かさ、心地よさが自由奔放な空想の翼を広げていくことになります。

乳幼児期の絵本や物語との出会いが、後年、その人の最も遠い記憶のひとつとなって生涯を貫くよりどころとして息づいていくこともあります。



小学校期に入ると、絵本から物語へ、そして多様なジャンルの読み物へと興味や関心に応じて読書の幅と質の変化が見られるようになります。勉強や遊びに忙しいですが、下校の刻限まで、校庭で友達と本を広げながら物語の展開を語り合ったりしている光景を見かけるのもこの時期です。

探偵小説に夢中になる子ども、外国の物語に魅せられる子ども、科学や宇宙など自分の気に入った分野に興味を示す子どもなど、一人一人の多様な読書の姿が現れてきます。その子どもの個性を形づくり、その子どもの人格を形成していくプロセスとして大切にしたいところです。



中学校期に入ると、物語の登場人物に向き合う心模様も微妙に変化してきます。その心情に寄り添ったり向かい合ったりしながら、思索を深めるようになります。人生の複雑さに触れ、知らず知らずのうちに感情の深浅をつくり、人や社会、自然等を見つめる目が育っていくのが見えます。その子どもの興味や関心を方向付ける書物に出会うこともまれではないのがこの時期でもあります。教職員や保護者等の読書体験談から一気に書物の世界に魅せられ、本格的な読書に取り組み始める子どももいます。学習や部活動で忙しいですが、人生の骨格を形づくるこの時期に、幅広く読書に親しむ習慣を身に付けることの重要性は論を待たないところです。

高等学校期は、自分の興味・関心が一層明瞭な輪郭を現すときであり、その自覚とともに自己の能力伸長や将来について真剣に考えるときです。学習やスポーツ、文化活動に費やす時間が多い時期ですが、読書を自分の将来設計にどう生かすかは重要な鍵となってきます。好きな作家に出会ったり、生涯の心の糧、座右の書となる本に遭遇したりして、自分の人生に色彩を付けていく役割を果たすのがこの時期の読書の特徴ともいえます。



このように乳幼児期から高等学校期までの読書傾向を概観してくると、家庭を中心として、学校や地域社会等あらゆるところで、子どもが読書に親しみ、進んで取り組む態度を養うことが大切です。最近の社会状況を見てみると、インターネットの広がりや携帯電話・スマートフォンの急激な普及により、その使用方法は読書活動にも大きな影響を与えています。このことを踏まえ、社会総がかりで生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう導くことが大切です。また、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書の機会を増やし読書体験を豊かにするよう、創意工夫することが求められます。



子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会総がかりでその推進を図っていくことが極めて重要です。

第1章 第三次推進計画策定の趣旨

子ども(おおむね18歳以下の者をいう。)の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会総がかりでその推進を図っていくことが極めて重要です。

国においては、平成11年8月に、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」とする旨の決議が衆参両院でなされました。さらに、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下「推進法」という。)が公布・施行されました。

京都府では、推進法第9条第1項の規定により、平成16年3月、「京都府子どもの読書活動推進計画」(以下「第一次推進計画」という。)を策定し、家庭、学校、地域社会が連携して、社会全体で子どもの読書活動推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。平成22年1月には、第一次推進計画期間中の成果と課題を検証した上で、さらに、子どもの読書活動を推進するため、「京都府子どもの読書活動推進計画(第二次推進計画)」(以下「第二次推進計画」という。)を策定しました。

第二次推進計画期間中には、国において、国民全員が本に親しみをもち、読書活動が充実するように、平成22年に「国民読書年」の催しが行われました。平成23・24・25年度に実施された学習指導要領では、各教科等を通じて言語活動の充実を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することを定めています。

平成25年5月には、国において「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次基本計画)」が策定され、1か月に1冊も本を読まない子どもの割合(以下「不読率」という。)の改善をはじめ、より一層の読書活動の推進を目指すことが定められました。

また、平成26年6月、学校図書館法が一部改正され、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童生徒及び教職員による利用を一層促進するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(以下「学校司書」という。)を置くよう努めることが定められました。

これらの諸情勢の変化を踏まえ京都府では、第二次推進計画期間中の取組の成果と課題を明らかにした上で、本府における子どもの読書活動について、その施策のさらなる推進を図り、読書に親しむ子どもを増やすため、「京都府子どもの読書活動推進計画(第三次推進計画)」(以下「第三次推進計画」という。)を策定します。



第2章 第二次推進計画期間における成果と課題

1 第二次推進計画期間における施策

京都府では、子どもの発達段階等に応じ、家庭、学校、地域社会三者の連携のもと社会全体で子どもの読書活動を推進する取組を進めてきました。

【京都府が実施した主な施策・取組】

- ◆「子ども読書絵てがみコンテスト」の実施（平成14年度～平成23年度）
- ◆「子ども読書本のしおりコンテスト」の実施（平成24年度～平成26年度・・・応募数8,432点）

- ◆「お子さんが大切にしている本は何ですか？」のリーフレット作成・配布（平成22・23年度）
- ◆京の子ども「ブックワールド」作成・配布（平成16年度～）
- ◆推薦図書「京の子ども110選」作成・配布（平成17年度～）
- ◆親と子の言葉の栞（しおり）作成・配布（平成21年度～）

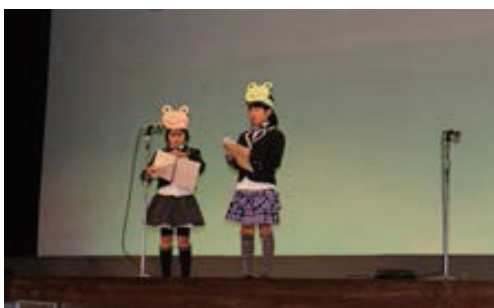
◆教育局別子どもの読書活動推進事業（平成16年度～）



教育振興プロジェクト読書活動推進会議



由良川元気サミット(文学作品の暗唱)



やましろ未来っ子読書大好き！フェスタ



丹後まるごと読書のくにセミナー



ひびかせよう！ことばとこころ in 南丹



◆学校図書館司書教諭養成事業

- ・講習会への派遣（平成16年度～）
- ・平成22年度～平成26年度合計75名の教員が司書教諭資格を取得

◆古典の日の取組（平成21年度～）

- ・教育局別「古典の日推進事業」の実施
- ・冊子「京都府の古典」作成・配布（平成25年度）



◆京都府子ども読書活動推進会議の設置

子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、意見聴取

◆府立図書館の取組

- ・貸出文庫（昭和57年度～）
- ・機関貸出（昭和58年度～）
- ・連絡協力車の毎週運行（平成13年度～）
- ・京都府図書館総合目録ネットワークの実施（平成13年度～）
- ・取寄せ申込みeサービス（平成18年度～）
- ・学校支援セット貸出（平成20年度～）
- ・学校支援ポータルサイト（平成23年度～）



学校支援セット貸出

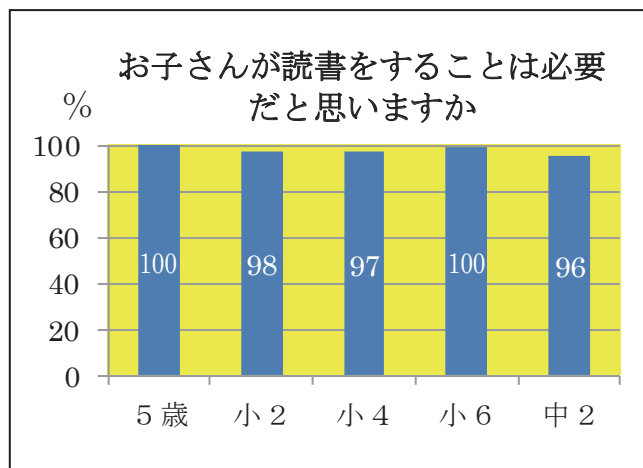
2 第二次推進計画期間中の努力目標の達成状況及び成果と課題

(1) 家庭における読書活動の推進

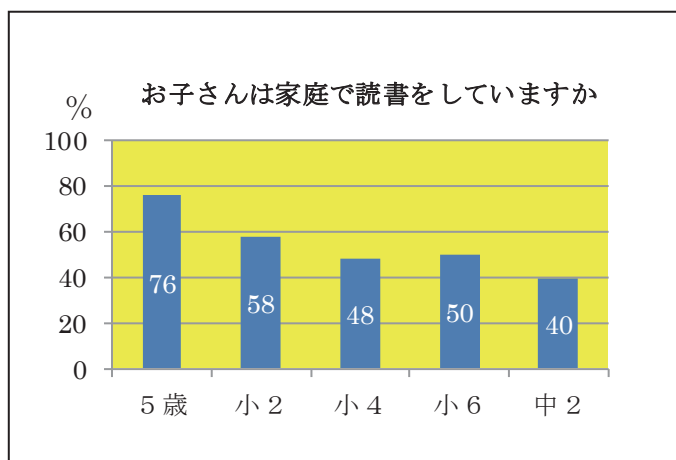
ア 家庭において、子どもが積極的に読書に取り組むための啓発

リーフレット「お子さんが大切にしている本はなんですか？」などを配布したり、「子ども読書本のしおりコンテスト」を実施したりして、子どもの積極的な読書意欲を高める取組をしています。

《成果》「子ども読書本のしおりコンテスト」（平成25年度）への応募総数が、7,000点を超え、読書活動を推進する気運の高まりが見られました。「お子さんが読書をすることは必要だと思いますか」という質問に対して、「必要である」と答えた保護者の割合が高く、読書に対する意識が高いことが伺われます。



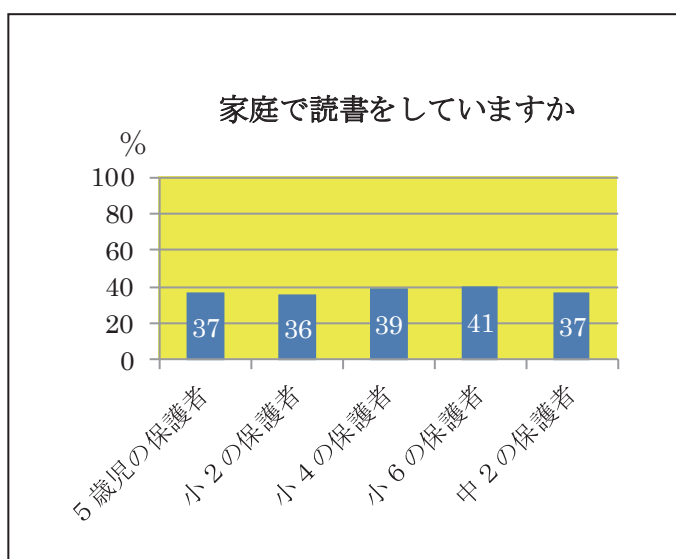
〔課題〕「お子さんは家庭で読書をしていますか」という質問に対して、「している」と答えた保護者の割合が、概ね学年が進むにつれ、少なくなってくる傾向があります。保護者が読み聞かせを行ったり、子どもと一緒に本を読んだり、早い段階から継続的に本に親しむことが望まれます。



イ 保護者自身も読書に親しむなど、大人の読書活動を推進するための啓発

保護者の方に図書館をより活用していただくために、市町村立図書館等が行う図書館サービスの充実に向けた取組を支援するとともに、読書活動に関する講座を府立図書館のホームページを通して情報提供しています。

〔課題〕「保護者の方は、家庭で読書をしていますか」という質問に対して、「している」と答えた保護者の割合が50%以下であり、家庭において保護者自身が読書に親しむことが望まれます。

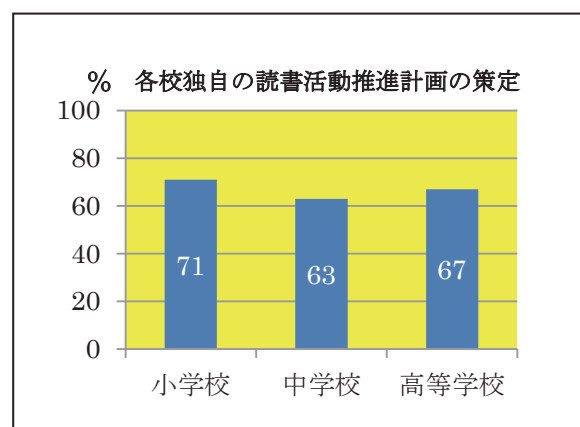


(2) 学校等における読書活動の推進

ア 各校独自の読書活動推進計画の策定

読書活動推進計画は、小学校 71%、中学校 63%、高等学校 67%で策定されています。

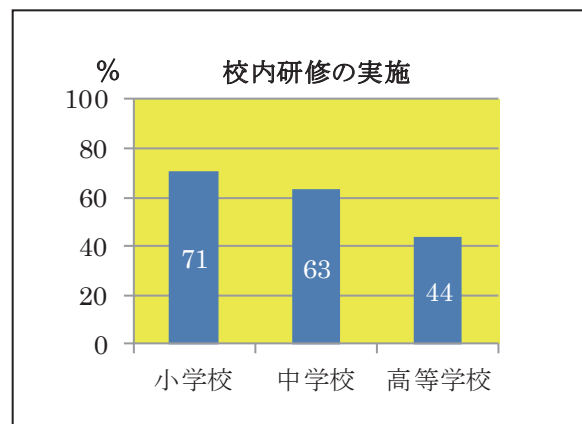
〔課題〕各校で読書活動を推進するため、すべての小・中・高等学校で読書活動推進計画を策定する必要があります。



イ 図書館教育及び読書活動の推進に関する 校内研修の実施

図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修は、小学校 71%、中学校 63%、高等学校 44%で行われています。

〔課題〕全教職員が共通理解を図るための図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修については、すべての小・中・高等学校で実施する必要があります。

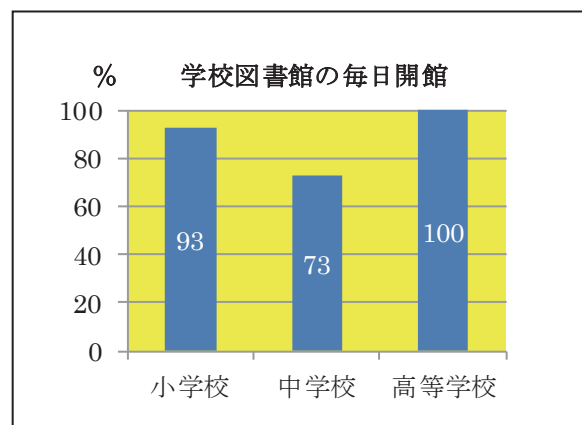


ウ 昼休み、放課後等の学校図書館の開館

学校図書館の開館は、小・中・高等学校で 100%行われています。毎日の開館は、小学校 93%、中学校 73%、高等学校 100%で行われています。

《成果》昼休みや放課後等を利用し、すべての小・中・高等学校で、学校図書館が開館され、多くの子どもが来館し、読書に親しみました。

〔課題〕子どもが本に触れる機会を増やすために、小・中学校で、学校図書館を毎日開館する必要があります。

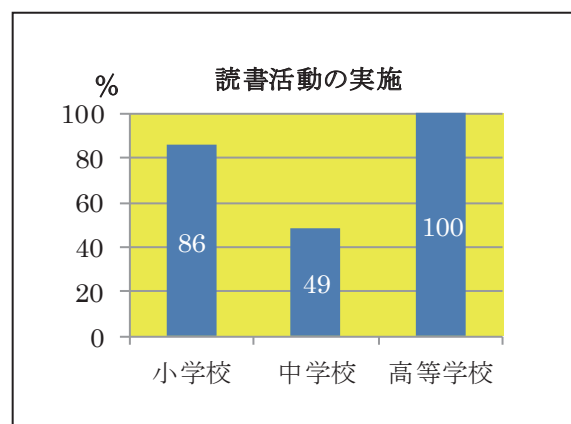


エ 教科等の学習や学校行事を通じた読書活動の取組の実施

教科等の学習や学校行事を通じた読書活動の取組は、小学校 86%、中学校 49%、高等学校 100%で行われています。

《成果》小学校・高等学校で取組が進みました。

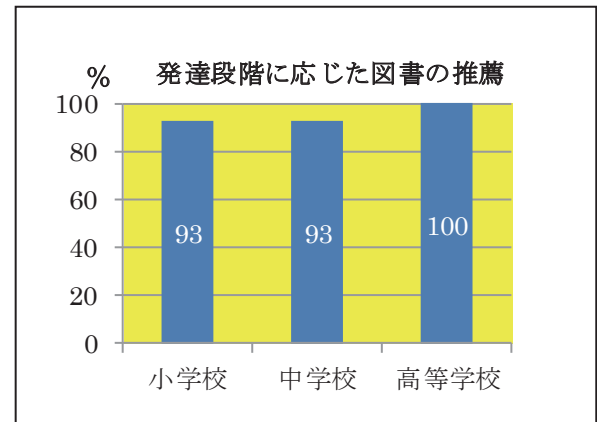
〔課題〕中学校でも取組は進んでいますが、より一層充実する必要があります。



オ 司書教諭等を中心に発達段階に応じた図書の推薦

「おすすめの本コーナー」や配架・掲示物等を利用した本の推薦は、小学校 93%、中学校 93%、高等学校 100%で行われています。

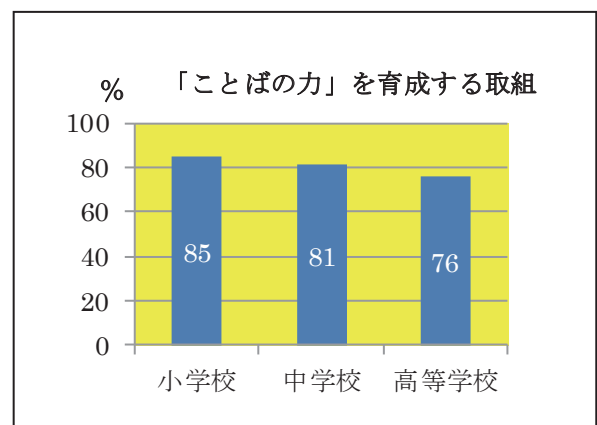
《成果》図書の推薦が、小・中・高等学校で進みました。



カ 「ことばの力」（※1）を育成する取組の推進

読書感想文コンクールへの応募等、「ことばの力」を育成する取組は、小学校 85%、中学校 81%、高等学校 76%で行われています。

《成果》児童生徒が、自ら選んだ本の読書感想文を書く活動等の取組が、小・中・高等学校で充実してきました。



〔課題〕読書感想文を書く活動に限らず、自ら選んだ本の朗読や紹介する活動等、「ことばの力」を育成するためのさまざまな取組を、より一層充実する必要があります。

キ 特別支援学校における、言葉や本への関心を高める読書活動の推進

特別支援学校では、絵本の映像化やデージー図書（※2）等の多様な教材を活用するとともに、さまざまなコンクールに積極的に参加するなど、読書活動への興味・関心を高めるように各校で工夫されています。

《成果》「俳句・短歌コンクール」や「子ども読書本のしおりコンテスト」等、さまざまなコンクールに積極的に参加し、受賞することなどにより、読書に対する意欲の向上につながりました。

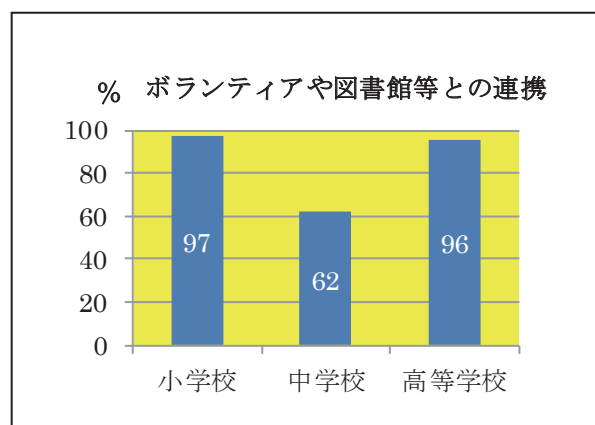
〔課題〕各学校でさまざまな取組が行われていますが、一人一人の子どもの障害の状況に応じて、より一層読書への興味・関心が高まるような取組を充実する必要があります。

ク ボランティアや図書館等との連携

ボランティアや図書館等との連携は、小学校 97%、中学校 62%、高等学校 96%で行われています。

《成果》小学校・高等学校で、連携が進みました。

〔課題〕中学校でも連携が進んでいますが、今後、蔵書の配架の工夫や学校図書館の環境整備等のため、より一層連携する必要があります。



(3) 地域社会における読書活動の推進

ア 図書館等におけるさまざまな取組についての啓発

府立図書館のホームページの充実を図り、府立図書館や市町村立図書館等における取組の情報提供を行っています。

イ 府立図書館における市町村や学校等への支援の充実

府立図書館は、市町村立図書館等や学校図書館への支援を行うため、貸出文庫（※3）や機関貸出（※4）、また、学校支援セット貸出（※5）の充実を図るとともに、市町村立図書館等と連携した京都府図書館総合目録ネットワーク（※6）の活用により府内全域に均質な図書館サービスを提供しています。また、学校支援の一環として、施設見学や府立図書館の所蔵資料を活用した来館型調べ学習の受入も行っています。

《成果》府立図書館では、調べ学習向きの学校支援セット貸出に加え、読み物中心のヤングアダルト（※7）セットの貸出等、学校等への支援が充実しました。また、市町村立図書館等への機関貸出や京都府図書館総合目録ネットワークの整備・活用が進みました。

〔課題〕市町村や学校等のニーズに応じ、ヤングアダルトセットの貸出等の支援をより一層充実する必要があります。

ウ 市町村における読書に関わるボランティア活動の活性化

府内 96%の市町村で読書に関わるボランティアとの連携が図られています。

《成果》多くの市町村で、NPOやボランティアグループ等の民間団体による読み聞かせや蔵書の整備等で、多彩な連携が図られました。

(4) 効果的な読書活動の推進

ア すべての市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定

府内 68%の市町村で「子どもの読書活動推進計画」が策定されています。

〔課題〕すべての市町村で計画を策定し、読書活動の推進を図る必要があります。

イ すべての市町村における「子ども読書の日」（※8）に関連した取組の実施

府内 80%の市町村立図書館等で、「子ども読書の日」に関する取組が実施されています。

《成果》府が実施する「子ども読書本のしおりコンテスト」や、市町村が学校等と連携して行う読み聞かせなど、子どもの読書活動の活性化、読書意欲の向上を図る取組が進みました。

〔課題〕すべての市町村において「子ども読書の日」に関連した取組が実施され、より一層読書意欲の向上を図る必要があります。

＊ 数値は、「子どもの読書活動取組状況調査」「家庭における読書アンケート」（平成 26 年 6 月実施）、「平成 26 年度京都府小・中学校教育課程編成及び実施状況調査」（平成 26 年 4 月実施）による。



平成 26 年度「子ども読書本のしおりコンテスト」最優秀作品



第3章 第三次推進計画の基本的な考え方と子どもの読書の状況

1 推進計画の基本的な考え方

推進法第2条では、子どもの読書活動の重要性が明記されています。

この法律に基づき、第二次推進計画では、子どもが、積極的に読書に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることが重要であると考え、その実現のために、子どもの発達段階に応じ、家庭、学校、地域社会において、三者が効果的に連携し、社会全体で読書活動の気運を高めていくことを重視しました。第三次推進計画でもこの基本的な考え方を受け継ぎます。

また、「文字・活字文化振興法」第3条第3項及び第8条では、学校教育において読む力、書く力及びこれらの力を基礎とする言語力の涵養に十分配慮するよう規定されています。さらに、平成23・24・25年度に実施された学習指導要領においては、児童生徒の言語活動を充実することとされています。

本を読むことで子どもは人を思いやる心を育てると同時に、基礎的・基本的な知識を習得します。また、語彙の広がりを始めとして、「ことばの力」が豊かにはぐくまれていくことで、思考を深め、自分の思いを効果的に表現することができるようになり、人生をよりよく生きていくための力を培っていきます。このため、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要です。

第三次推進計画では、子どもの自主的な読書活動を重視し、読書を通じて、質の高い学力（※9）の基盤となる「ことばの力」を育成するとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力豊かな子どもを社会総がかりで育成することを目指し、読書活動を推進します。

2 子どもの読書の状況

国の第三次基本計画においては、第二次基本計画期間における課題として、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向があること、地域における取組の差が顕著であること、学校図書館資料の整備が不十分であることが挙げられました。特に、平成24年度の公益社団法人全国学校図書館協議会の調査によると、全国の不読率は、小学生では4.5%、中学生は16.4%、高校生は53.2%になっており、前年度と比べ小学生・中学生は増加し、高校生は減少しています。第三次基本計画では、今後10年間で不読率を半減させることを目標に、おおむね5年後に、小学生は3%以下、中学生は12%以下、高校生は40%以下とすることが示されています。

京都府の子どもの読書活動の状況については、文部科学省が行った「平成26年度全国学力・学習状況調査」によると、小学校6年生・中学校3年生とも、「平日の一日の読書量が、10分以上の児童生徒の割合」や「学校図書館や地域の図書館に月1回以上行く児童生徒の割合」は、平成21年度と比べ、平成26年度は増加しましたが、全国平均と比べると低い状況にあり、より読書活動を推進させる必要があります。

(%)

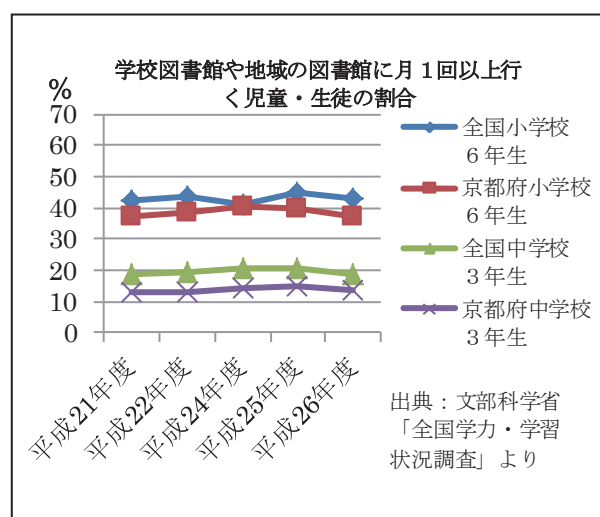
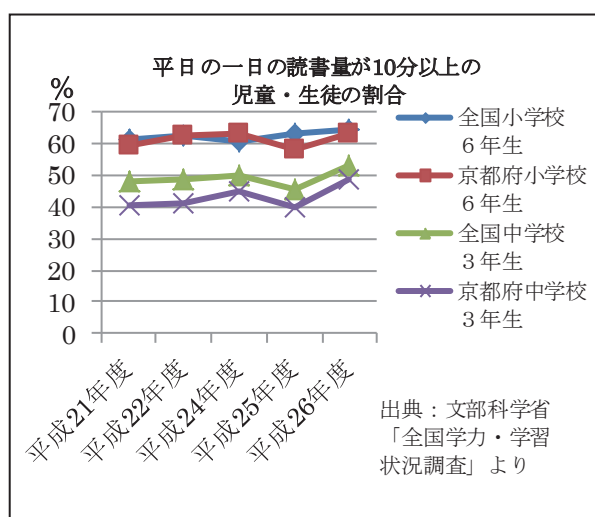
京都府	小学校6年生		中学校3年生	
	平成 21 年度	平成 26 年度	平成 21 年度	平成 26 年度
平日の一日の読書量が 10 分以上の児童・生徒の割合	59.1	62.9	40.7	48.7
学校図書館や地域の図書館に月 1 回以上行く児童・生徒の割合	36.9	37.3	12.7	13.8

* 全国学力・学習状況調査の質問紙調査(平成21年度と平成26年度の比較)より

(%)

	小学校6年生		中学校3年生	
	全国	京都府	全国	京都府
平日の一日の読書量が 10 分以上の児童・生徒の割合	64.7	62.9	53.0	48.7
学校図書館や地域の図書館に月 1 回以上行く児童・生徒の割合	42.9	37.3	18.9	13.8

* 全国学力・学習状況調査の質問紙調査(平成26年度)より



* 全国学力・学習状況調査の質問紙調査(平成21年度～平成26年度)より

3 京都府の役割

京都府では、府民一人一人が子どもの読書活動の推進に自主的に取り組むことを重視し、市町村とも連携を図りながら、広域的な観点から子どもの読書活動の推進に向けた取組への支援や広報・啓発、情報提供に努めるよう、本推進計画をまとめました。

なお、本推進計画では、次の4項目についてさまざまな取組例を示し家庭や学校、地域社会、市町村での具体的な推進策の参考となるようにしています。

(1) 家庭における読書活動の推進

保護者が家庭において読み聞かせを行うなど、本に触れる機会を増やす取組の情報等を提供し、乳幼児期から身近なところで絵本や物語に親しむことができ、読書の習慣化につながるよう支援します。

(2) 学校等における読書活動の推進

子ども自身が読書の楽しさを味わい、読書体験を充実させ、豊かな感性を培い、心身の発達に応じた生涯にわたる読書習慣を形成できるように、本に触れる機会を増やす取組を進めます。また、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするための読書活動をより一層充実させます。

(3) 地域社会における読書活動の推進

子どもや家庭と、民間団体や市町村立図書館等との関わりがより強まって、子どもの読書活動が地域社会の中で活性化していくように支援します。

(4) 効果的な読書活動の推進

子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等との連携・協力を図るとともに、府民の理解と関心を深める取組を進めます。

4 第三次推進計画期間

第三次推進計画の期間は、平成27年度から概ね5年間とします。



第4章 努力目標と具体的な推進方策

1 家庭における読書活動の推進

<努力目標>

- ★1 家庭において、子どもが積極的に読書に取り組むよう啓発に努めます。
- ★2 保護者自身も読書に親しむなど、大人の読書活動を推進するよう啓発に努めます。

(1) 家庭の役割

家庭は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣を身に付ける上で重要な場です。子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであることから、乳幼児期から絵本や物語に親しみ、進んで読書を行う態度を養い、読書の習慣化につながるようにすることが大切です。そのためにも、家庭においては、読書をする環境づくりに努めるとともに、保護者自身の読書に対する姿勢が子どもに与える影響が大きいことから、子どもと一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりして、読書の楽しさを体験できる機会を工夫するなど、子どもが読書と出会うきっかけづくりに配慮することが望まれます。

また、読書を通じて子どもが感じたり考えたりしたことを聞き、話し合うことで会話が増えることは、親子の関係を一層深める契機となります。

家庭で行われている読書の取組例としては、保護者が読書する姿を子どもに見せたり、子どもが触れやすいところに本を置いたり、子どもが本に触れる機会を増やすため保護者が図書館や書店に子どもを連れて行くなどがあります。

京都府では、子育て中の保護者に対して、読書の大切さを実感し、読書の習慣化につながるよう、ホームページやリーフレット等により、情報提供や啓発に努めます。

(2) 子どもが読書に親しむ活動への支援

ア 読書活動への理解の促進

子どもの自主的な読書活動の推進を図る上で、保護者等の大人が子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を深め、子どもとともに読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが大切です。

子どもは、大人から物語を聞いたり、市町村立図書館等が開催する読み聞かせなどに参加したり、読書をしている大人の姿に触れたりしながら読書意欲を高めていきます。

市町村で行われている読書活動を推進する取組例としては、「子どもの本をよむ大人の読書会」を開催することやブックスタート(※10)を市町村立図書館等や保健・福祉関係機関等と連携・協力して行うことなどがあります。

また、読書活動の充実のためには、P T Aの協力を得ながら取組を進めていくことが重要です。

P T Aで行われている読書活動の取組例としては、地域の集会所等で子どもに対して読み聞かせを行うこと、P T Aが用意した図書を、各家庭に貸し出すこと、P T Aだよりを通じて、子どもの学年（年齢）に応じた推薦図書を紹介することなどがあります。



市町村の乳児検診時のブックスタートの取組

京都府では、「親と子の言葉の栞(しおり)」、「京の子どもブックワールド」や「お子さんが大切にしている本は何ですか？」等のリーフレットを配布してきました。今後も、子どもの自主的な読書活動の推進について理解を図り、家庭において子どもの読書に対する興味や関心を高めるための啓発に一層努めます。また、保護者を含めた社会総がかりの読書活動を推進する気運を高めるため、京都府や府立図書館のホームページ等を通して、P T Aを対象とした読書活動に関する講座や市町村立図書館の行事等の情報提供に努めます。

イ 学校等との連携

子どもは、絵本等を見ながら語り合うことにより、人を信頼することや自分以外の人と気持ちを通わせることを身に付けていきます。乳幼児期における読み聞かせなどの取組は、特に保育所等で積極的に行われています。

家庭における読書活動の推進を図るためには、保護者が学校等の取組を十分理解して、その取組に積極的に参加するなど連携・協力することが望まれます。

京都府では、学校等と連携して、学年が進むにつれて低下している家庭での読書量の割合を改善するため、推薦図書の紹介や週末の家庭での読書の取組等、子どもの読書意欲を喚起するような情報を提供し、家庭への働きかけに努めます。



2 学校等における読書活動の推進

<努力目標>

- ★1 読書量の増加を目指します。
(「平日の一日の読書量が10分以上の児童・生徒の割合」及び「学校図書館や地域の図書館に月1回以上行く児童・生徒の割合」が全国平均を上回ること)
- ★2 学校独自の読書活動推進計画の策定を目指します。
- ★3 図書館教育及び読書活動の推進に関する校内研修の実施を目指します。
- ★4 読書活動を通して「ことばの力」を育成する取組の推進を目指します。
- ★5 学校図書館の毎日の開館を目指します。
- ★6 司書教諭や学校司書等を中心に、教職員やボランティアによる読み聞かせ、朗読、読書体験談、推薦図書の紹介等を実施することを目指します。
- ★7 特別支援学校においては、一人一人の発達の段階や障害の状況に応じた教材や支援方法の工夫を行い、言葉や本への関心を高める読書活動の推進を目指します。

* ★1は、全国学力・学習状況調査による。

* 司書教諭や学校司書等とは、司書教諭や学校司書、図書館担当教職員をいう。

(1) 学校等の役割と取組

ア 読書活動の推進における学校等の役割

学校等で読書活動を推進するためには、子ども自らが本に親しみ、主体的に読書に取り組む環境を作ることが重要です。

幼稚園教育要領においては、「絵本や物語などで、その内容と自分の経験とを結びつけたり、想像を巡らしたりするなど、楽しみを十分味わうことによって、次第に豊かなイメージを持ち、言葉に対する感覚が養われるようにすること」、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領においては、絵本や物語などに親しませることを出発点とし、基本的なねらいについては幼稚園教育要領と同様の趣旨となっています。

小・中・高等学校の学習指導要領においては、児童生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、児童生徒の言語活動を充実することが重視されています。また、学校教育を実施する配慮事項として、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」が挙げられています。特に国語科では、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度」、「幅広く読書しようとする態度」、「読書を通して自己を向上させようとする態度」を育てることなどが、小・中学校では指導の目標として、高等学校では指導上の配慮事項として示されており、「読み聞かせ」や「図鑑や辞典等を読んで利用すること」「情報を適切に用いて思考し、表現する能力を高めるようにすること」なども教育活動の中で取り扱う

内容となっています。

このように学校等は、読書意欲の向上、読書に親しむ態度や「ことばの力」の育成、読書習慣の形成等に大きな役割を担っており、多様な読書活動の取組等を家庭や地域社会に積極的に発信していくことが求められています。

京都府では、学校等における読書活動の推進に努め、小学校入学前から小・中・高等学校までを通じて、質の高い学力の基盤となる「ことばの力」の育成を図ります。また、「古典の日」(※11)における取組の充実に努めます。

イ 保育所、幼稚園、認定こども園における取組

保育所保育指針及び幼稚園教育要領等に示されているように、乳幼児が絵本や物語に親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう活動が十分行えるように読書活動の取組を創意工夫することが大切です。

乳幼児と絵本等との出会いを充実したものにしていくためには、乳幼児が安心して絵本等に触れることができるような環境にしておくことも重要です。

また、保護者に対して絵本等の読み聞かせの大切さに関する理解を得ることや保育所、幼稚園等で購入する絵本等の選定について、ボランティアや市町村立図書館等と連携するなど、創意工夫をすることが大切です。

保育所、幼稚園等での読書活動の推進の取組例として、絵本や物語、紙芝居等は発達段階に応じた内容のものが、より一層子どもの興味・関心を高めることからそれらの選定をボランティアや市町村立図書館等と連携・協力して行うこと、人形劇、パネルシアター(※12)、しかけ絵本等の教材を工夫すること、未就園児や保護者を参加対象とした読み聞かせなどを行うことがあります。

他に、子育て支援の一環として保護者との情報交換や読書に関する相談等を行うこと、児童生徒が異年齢交流等の教育活動の一環として、保育所、幼稚園等に出向いて読み聞かせなどを行うことなどがあります。

京都府では、乳幼児期の読書が子どものその後の読書習慣等を形成する上で重要であることを踏まえ、教職員及び保育士が、研修等を通して自らの指導力の向上を図るよう促します。



中学生による幼稚園での読み聞かせ

ウ 小・中・高等学校における取組

学校では、読書活動を教育活動全体を通じて実施し、本に親しむ学校風土を培っていく努力が求められます。また、すべての教職員が、読書が人格形成に及ぼす影響力の大きさと、読書活動の意義と重要性を深く自覚することが必要です。司書教諭や学校司書等を中心に、児童生徒が、読書を通して、コミュニケーション能力を培い、感性を磨き、情緒を安定させることができる創意工夫ある取組を進めていくことが求められます。

特に、読書の機会を増やすために、一斉読書を積極的に推進したり、本を読むこと、調べること、表現することを重視した言語活動の取組を実施したりすることが重要です。そのような取組を進めるために、各学校では、学校としての読書活動推進計画を定めた上で、校内研修を実施して共通認識を図り、司書教諭や学校司書等を中心に、読書活動を組織的に推進することが必要です。

小・中・高等学校で行われている取組例として、読書習慣を形成するための朝の読書、全校や学年での朗読大会や読み聞かせ、課題図書やテーマを決めて行う読書会や読書体験発表会、年間目標読書冊数の設定や卒業までに一定量の読書を推奨する取組、読書への興味付けのためのブックトーク(※13)、アニメーション(※14)やビブリオバトル(※15)等があります。

また、児童生徒による選書(※16)や、委員会や係が行う読書週間や読書デーの取組もあります。

読書の記録カード

年 組 名 前

*自分が決めた目標に向かって、読書をしましょう。
*読んだら、本を読んだことや考えたことを記録していきましょう。

(枚目)

読んだ日	本の題名	感想	ページ数
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			
月 日			

読書デー

毎週の日曜日は、読書にチャレンジの日
自分で目標を決めて、読書にチャレンジしよう。

読書の日：あなたはどうやって読書にチャレンジしようか？

	ライオンコース 1冊以上読書をするコースです。 早起から寝るまでの時間をじっくり読書する 読書にチャレンジしよう。
	パンダコース 1冊以上読書をするコースです。 読書にチャレンジして、1冊は読み終わらせよう。
	ネココース 2冊以上読書をするコースです。 少し長い読書の本でも読んで、読書をつくって、1冊は読書をしなさい。
	リスコース 3冊以上読書をするコースです。 自分の読書の楽しさを伝えよう、読書をつくって、1冊は読書をしなさい。

読書記録等



ビブリオバトルの取組



児童による選書会

他に、司書の訪問によるブックトーク、教職員向けの研修会の実施等、市町村立図書館等との連携により学校図書館機能の充実を図ることなどがあります。

京都府では、すべての学校で読書活動推進計画が策定されること、すべての教職員の共通理解を深めるための校内研修の実施、司書教諭や学校司書等を中心とした計画的な読書活動が行われることなどを目指します。

さらに、府立図書館における学校支援セット貸出の充実や調べ学習の受入等の学校支援の取組を推進するとともに、各学校の実情に応じて児童生徒の読書意欲の向上や読書習慣の形成に向けた多様な取組が工夫されるよう、さまざまな情報提供に努めます。

エ 特別支援学校における取組

特別支援学校においては、障害のある子どもが豊かな読書活動を進められるよう障害の状況に応じた選書や環境の工夫等について、さらに研究開発に努めることが必要です。

特別支援学校で行われている取組例として、ことばや文章、本に積極的に接し、読み、書き、表現する力を高めるために、作文、標語等の各種コンクール等への応募、授業における積極的な読書活動の導入、継続的な読み聞かせ、教室内の図書コーナーの設置等があります。

また、障害・発達等の状況に応じて、人形劇、しかけ絵本、紙芝居等、物語への興味・関心を喚起する多様な教材の工夫、デイジー図書、点字本や拡大本等、読書活動を支援する資料の充実が図られています。昼休みの時間帯には、読書ボランティアと連携して読み聞かせを行ったり、市町村の公共図書館や府立高等学校司書によるブックトーク等を行っています。

さらに、将来の社会生活に役立てるために、公共図書館の利用方法（蔵書の確認や貸出の手続き等）について体験的学習を進めることや、自他の障害について理解を深めるために、図書の整備を図っています。

加えて、生徒会図書委員会が図書の貸し出し、図書館の整備、掲示物や図書紹介をはじめ、様々な展示を行っています。

京都府では、府立図書館によるデイジー図書等の、多様な教材の貸出を通じて、子どもの状況に応じた読書活動が推進されるよう支援します。

オ 教職員の推進体制

学校等における読書活動を推進するため、各学校における校内研修や研究会等を通じての教職員間の共通理解のもと、司書教諭や学校司書等を中心とした学校図書館の組織的・計画的な活用が図られることが重要です。また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう校務分掌上の配慮等の工夫改善を進めていくことも重要です。

京都府では、司書教諭の計画的な養成に努めるとともに、司書教諭や学校司書等の資質向上をより一層図るための研修講座の充実、教育実践の学校間交流の促進に努めます。

(2) 学校図書館の役割と取組

ア 学校図書館の役割と取組

学校図書館は、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心をはぐくむ自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力等の「生きる力」をはぐくむことが求められており、学校図書館にはさまざまな学習活動を支援する機能を果たしていくことが必要とされています。

さらに、児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができ、また、児童生徒のストレスの高まりや生徒指導上の諸課題へ対応するため、自由な読書活動の場である学校図書館について「心の居場所」としての機能を充実させることが重要です。

学校図書館で行われている取組例として、調べ学習のために、教科ごとに図書の配架を工夫したり、調査作業がしやすいように、机の配置を工夫したりすること、インターネットを利用した検索・情報の収集や本や資料を活用して学校図書館で調べ学習を行うこと、読み聞かせやブックトーク、ストーリーテリング(※17)等を行うこと、学校図書館支援ボランティア等の協力を得て、蔵書の整理を行うことなどがあります。

こうした学校図書館活動の充実を図るためには、学校司書を配置して、司書教諭や教職員と連携しながら取組を進めることが有効です。

学校司書が行っている具体的な取組例として、学校図書館利用のオリエンテーションの実施、プレゼンテーションソフトを利用し大型スクリーンに映し出す全校での読み聞かせ、親子手作り絵本教室、配架を工夫したおすすめ本の紹介、児童生徒へのレファレンス(※18)等があります。

学校司書を配置している小・中学校も増えていますが、京都府では、今後さらに配置が進むよう市町村に働きかけるとともに、学校司書の資質向上を図るための研修の実施等の支援にも努めます。



学校司書による「配架や推薦図書の工夫」



学校司書による「親子手作り絵本教室」

また、「学校図書館機能充実ガイドライン」(※19)をもとに、学校図書館の役割が十分に果たせるよう支援します。

イ 学校図書館の図書資料の充実

活発な読書活動を推進するためには、児童生徒の知的活動を促し、さまざまな興味・関心に応える魅力的な図書資料の整備・充実が何よりも重要です。

各市町村では、小・中学校の「学校図書館図書標準」(※20)が達成されるよう計画的な整備が進められていますが、学校図書館図書標準を達成している学校は、小学校で25%、中学校で14%です(平成24年度文部科学省調査)。

新聞を図書資料として配備している学校は、小学校で25%、中学校で8%となっています(平成24年度文部科学省調査)。

京都府では、小・中学校における学校図書館の図書資料のより一層の質的・量的な充実が図られるとともに、新聞の配備や新聞を活用した取組が進むよう市町村に働きかけます。府立学校については、引き続き図書資料の計画的な整備に努めます。

また、府立図書館の学校支援セット貸出や機関貸出を有効に活用することにより、学校図書館機能の一層の充実を図るよう支援します。

ウ 学校図書館の情報化

高度情報化社会の中で、学校図書館が十分に機能を果たすためには、学校図書館にコンピュータを配備し、学校内外のさまざまな情報資源にアクセスできる環境が重要です。そのためには、校内LANの整備とともに、インターネット環境を整える必要があります。

また、同時に、学校図書館の蔵書情報をデータベース化(※21)し、自校の蔵書管理だけでなく、他校や市町村立図書館等との共同利用化や相互貸借も将来的な構想として視野に入れる必要があります。

京都府では、先進的な学校や市町村立図書館等の取組を紹介するなど、学校図書館が情報社会の中で学校における「知の拠点」となるよう支援します。

エ 学校図書館の開館

子どもの読書活動を推進するため、学校図書館を積極的に活用していくことが求められています。教科の学習等で、効果的に学校図書館が利用されるだけでなく、子どもが自由に本に触れる機会を増やすために、昼休み・放課後を中心に、毎日学校図書館が開館されることが大切です。そのために、学校司書の配置やボランティアとの一層の連携、児童生徒の委員会活動を充実することが重要です。また、市町村立図書館等が近隣にないといったような地域の実情に応じて、休業日においてもボランティアの協力を得ながら児童生徒に学校図書館を開館することが望まれます。

京都府では、ボランティアへのさまざまな情報の提供や学校図書館の施設・環境作りの先進的な事例の紹介等に努めます。

オ 余裕教室等の活用

総合的な学習の時間等における調べ学習等、児童生徒の多様な学習を効果的に展開するために余裕教室等を活用することが望まれます。

京都府では、校内における読書スペースやコーナーの設置例等を紹介するとともに、余裕教室を活用した自習室の設置等、子どもの読書活動が一層推進するように情報提供に努めます。

3 地域社会における読書活動の推進

<努力目標>

- ★1 図書館等におけるさまざまな取組について啓発に努めます。
- ★2 府立図書館においては、市町村立図書館等や学校等と連携し、子どもの読書活動の推進の支援に努めます。
- ★3 市町村と連携して、子どもの読書活動を支援する民間団体の活動の場の提供に努めます。

(1) 図書館等の役割と取組

ア 市町村立図書館等の役割と取組

市町村立図書館等は、子どもにとっては、地域において身近に自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書を楽しみ、知りたい情報を得ることができる場所です。また、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の助言等、地域における子どもの読書活動を推進する上で中心となる施設として機能するとともに、家庭や学校等における取組を支援していく重要な役割があります。

このような役割の下に、一定の地域を巡回し、貸出業務をする移動図書館の取組が行われている市町村立図書館等があります。児童室や児童コーナーの設置をはじめ、ヤングアダルト向けコーナーを設けている市町村立図書館等も増えてきており子どもが利用しやすい環境づくりが進められています。

また、点字絵本等の充実や施設のバリアフリー化等、障害のある子どもに対する読書環境や日本語以外の言語を使用する子どもに対するサービスを充実するなど、市町村の実情に応じて、地域のすべての子どもの読書活動の推進に向けたさまざまな取組が実施されています。

京都府では、市町村立図書館等の様々な取組について情報提供に努めるとともに、学年が進むにつれ、家庭での読書の割合が低下していることから、府立図書館による貸出文庫や機関貸出等を通して、中学生・高校生世代への読書サービス



移動図書館

の充実を図り、市町村立図書館等の利用が進むよう支援します。

イ 府立図書館の役割と取組

府立図書館には、府内の図書館サービスの中核的図書館として、図書館資料・情報の総合的な活用を図り、府全体の図書館サービスの充実を目指すという重要な役割があります。

このため、市町村立図書館等と連携して府内全域に均質な図書館サービスを提供すること、市町村立図書館等や学校等と連携して子どもの読書活動の推進を支援することなどが求められています。

また、府立図書館では、京都府図書館総合目録ネットワークを構築して、連絡協力車（※22）を、全市町村に毎週巡回させ、図書の相互貸借の円滑化を図っています。併せて、市町村立図書館等の職員向けの研修を行い、レファレンス等の相談に応じることなどにより、市町村立図書館等が行う図書館サービスの充実に向けた取組の支援に努めます。

さらに、市町村立図書館等や学校図書館に対する機関貸出や学校支援セット貸出の充実を図るとともに、施設見学や府立図書館の所蔵資料を活用した来館型調べ学習等の受入も行うことにより、子どもの読書活動が推進されるよう支援に努めます。

京都府では、府立図書館を通して、市町村立図書館等や学校等との連携・協力を一層推進するとともに、相互の連携・協力が活発に行われるような取組を支援します。



府立図書館



府立図書館(調べ学習)

(2) 民間団体の役割

ア 民間団体の活動

子どもの読書活動を行うNPOやボランティアグループ等の民間団体は、読み聞かせやお話し会等、子どもが読書に親しむ機会を提供することにより、子どもの読書活動の推進に関する理解を深め、関心を高めるとともに、子どもの自発的な読書活動の推進に寄与されています。

イ 民間団体との連携

子どもの読書活動を推進する民間団体には、市町村の実情に応じた連携・協力が望まれます。

京都府では、市町村で実施されている「地域で支える学校教育推進事業」や「京のまなび教室推進事業」等における読み聞かせやお話し会等の情報を、子どもの読書活動を支援する民間団体へ積極的に提供するよう努めます。

4 効果的な読書活動の推進

<努力目標>

市町村と連携して、次のことについて努めます。

- ★1 すべての市町村における「子どもの読書活動推進計画」の策定
- ★2 すべての市町村における「子ども読書の日」に関連した取組の実施

(1) 関係機関等の連携・協力

子どもの読書活動を推進するため、家庭、学校、地域社会が一体となって、社会総がかりで取組を推進することが必要です。そのためには、市町村の実情に応じた関係機関・団体等の相互の連携・協力が行われることが重要です。

市町村で関係機関と連携した取組例としては、妊娠期や子どもの発達段階に応じた健康診断等において、絵本等の選び方や読み聞かせなど、読書活動に関する内容を取り入れること、学校への図書資料の貸出や職員の派遣等、市町村立図書館等と学校が連携・協力することなどがあります。

各教育局では、子どもの読書活動推進事業として、司書教諭や学校司書等を中心とした実践交流会、教育振興プロジェクト読書活動推進会議、まるごと読書セミナー、教員の実践交流会、「読書大好き！アクションプラン」、おすすめ本の紹介等、多彩な取組を行っています。

京都府では、市町村立図書館等の職員の研修会等を通じて関係機関・団体等の相互の連携・協力の重要性について理解が進むよう、啓発・広報に努めます。また、大学図書館や京都府図書館等連絡協議会(※23)と連携し、子どもが図書館等をより利用しやすくなるような環境づくりを行います。さらに、学校等でより積極的にボランティアとの連携が図られるよう啓発に努めます。



ボランティアによる読み聞かせ

(2) 啓発・広報の推進

ア 情報提供・啓発

子どもの読書活動を効果的に推進するためには、府民や子どもの読書活動に関わる関係機関・団体等が子どもの読書活動に関する多様な取組等の情報に接し活用できるようにすることが大切です。

市町村で行われている取組例としては、テーマに沿ったブックリストの作成・紹介、学校や図書館等において、ボランティアとの連携による読み聞かせや大人の朗読会・本の修理等があります。

京都府では、このような情報を収集し、ホームページを活用して情報提供を行い、府民が一体となって読書活動を推進する社会的気運を高め、本に親しみ、読書の習慣化を図る取組を進めます。また、市町村が実施している社会教育関連の各種事業等、さまざまな機会を活用して子どもの読書活動について府民の理解を深めるための取組を進めます。さらに、すべての市町村において、「子どもの読書活動推進計画」が策定されるよう努めます。

イ 「子ども読書の日」を中心とした取組の推進

市町村では、「子ども読書の日」記念行事として、絵本作家による紙芝居や親子で絵本をつくる体験教室等が実施されています。また、広く子どもの読書活動について理解と関心を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための取組が実施されています。



「子ども読書の日」の取組

京都府では、「子ども読書本のしおりコンテスト」を実施し、その表彰式では「古典の日」に関連した取組も併せて行っています。「子ども読書の日」に関連した取組が、すべての市町村で実施されるよう、積極的な啓発・広報活動を行い、府民の理解と関心が一層深まるよう努めます。

ウ 「古典の日」を中心とした取組の推進

平成24年9月、「古典の日に関する法律」が公布・施行されました。

京都府として、京都の歴史と風土に根ざし、時と場所を越えて広く愛される古典を大切にし、子どもが古典に親しみ、日本語の美しさを感じることができるよう「古典の日」の取組を推進しています。

京都府では、平成26年3月に冊子「京都府の古典」を作成し、各小中学校に配布するとともに、各教育局ごとに「こころを育む古典の日推進事業」等を実施しています。今後も古典に親しみ、次世代につなげていく取組の推進に努めます。

(3) 推進体制の整備

本推進計画に基づいて子どもの読書活動を推進するためには、京都府、市町村、学校等及び図書館等の関係機関による総合的な推進体制を整備し、連携・協力していく必要があります。

京都府では、これまで関係機関等の協力を得て「京都府子ども読書活動推進会議」を設置してきました。第三次推進計画推進においても、継続設置し、子どもの読書活動の推進に向けた情報交換、意見聴取を進めます。

用語の解説

※1 ことばの力(言語力)

文部科学省の言語力育成協力者会議では、言語力を「知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な能力」としてしています。京都府では、この見解を踏まえ、学校、家庭、地域社会が共通して理解し、ともにその育成を目指すものとして「ことばの力」を次のように定義しました。

- ★言語をとおして知識や技能を理解する力
- ★言語によって論理的に考える力
- ★言語を使って表現する力

※2 デイジー図書

DAISYとは、Digital Accessible Information Systemの略で、日本では「アクセシブルな情報システム」と訳されている。

視覚障害者や発達障害等により一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な人々のための録音テープに代わるデジタル録音図書。国際標準規格として、40か国以上の会員団体に構成するデイジーコンソーシアム（本部スイス）により開発と維持が行なわれている。

※3 貸出文庫

市町村が行う図書館活動を支援するため、府立図書館がまとまった冊数の一括長期貸出を行うこと。

※4 機関貸出

市町村立図書館等や学校図書館へ府立図書館の図書館資料を貸し出すこと。

※5 学校支援セット貸出

府立図書館における学校教育活動への連携・協力の一環として、調べ学習等に役立つ図書をテーマごとにセットで貸出を行うこと。

※6 京都府図書館総合目録ネットワーク

府立図書館と府立総合資料館、市町村立図書館等、大学図書館をネットワークで接続し、各館が所蔵する目録をデータベース化することにより、総合的な検索を可能にし、相互の図書の貸借や情報交換、レファレンスを行う仕組。インターネット上からも図書の検索ができる。平成18年12月府内全市町村が参加。

※7 ヤングアダルト

主に子どもと大人の間(10代の前半から後半)の世代を指す。第2次世界大戦後、アメリカの公共図書館で使われ始めた。

※8 子ども読書の日

平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、4月23日を「子ども読書の日」として定められた。

ユネスコは、平成7年にシェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日を「世界・本と著作権の日」と宣言している。また、4月23日は、本や花を贈り合うスペインの伝統的な「サン・ジョルディの日」でもある。

※9 質の高い学力

①基礎的・基本的な知識・技能、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度の三つの要素が統合された学力のこと。

※10 ブックスタート

1992年にイギリスで始まった取組である。保健センター等で行われる0歳児健診の機会に、絵本を通じて親子のふれあいを深め、子どものことばと豊かな心をはぐくむことを支援するために、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す取組。本を読むきっかけづくりと捉える場合もある。

※11 古典の日

「源氏物語」の存在が記録上確認できる最も古い日付が、寛弘5年（1008年）11月1日であることから、古典に親しみ、古典を日本の誇りとして後世に伝えていくため、平成20年11月1日に開催された「源氏物語千年紀記念式典」において、11月1日を「古典の日」として宣言した。

平成24年9月には、「古典の日」に関する法律が公布、施行され、11月1日を古典の日として定められた。

※12 パネルシアター

子どもの物語への関心と意欲を高めるために、布をはった大きなパネルに専用の紙（不織布）で作った絵や人形をくっつけたり外したりしながら、物語の内容に沿った場面を演じること。

※13 ブックトーク

ある一つのテーマに沿って、複数の本を関連付けながら部分的に紹介して、子どもにその本への関心と意欲を高め、読書へ誘う取組のこと。

※14 アニメーション

文章の通りに登場人物の動きを体で表現したり、様子を表す言葉を考えたりしてゲームのように楽しみながら読書への関心や意欲を高める読書活動の手法の一種。

※15 ビブリオバトル

「知的書評合戦」とも呼ばれ、シナリオを用意しない即興性を大切にしたプレゼンテーションによって本を紹介しあいチャンプ本（一番読みたくなった本）を決める「本のコミュニケーションゲーム」。読んでみたい本と出会える機会が増え、楽しみながら読書に関心をもつことができるだけでなく、自ら本を選ぶ力や、語る力を育成できる手法。

※16 児童生徒による選書

学校が購入する図書について、児童生徒が選書を行い、その結果を踏まえて図書を購入すること。自分が選んだ本を友達に薦めるなど読書量が増える効果がある。

※17 ストーリーテリング

話し手が物語（昔話等）を覚えて自分のものにして、本を見ないで語り聞かせることで、子どもは、頭の中でイメージをふくらませ、楽しみながら、想像力を豊かにすることができる。とされている。

※18 レファレンス

相談等に対して必要な資料や情報を探す手助けをしたり、資料や情報を提供したりする図書館における基本的業務のこと。府立図書館では、ホームページに「調査・相談（レファレンス）受付」を設け、平成15年3月からメールでも相談できるようになっている。

※19 学校図書館機能充実ガイドライン

京都府教育委員会作成の学校図書館が果たすべき役割と備えるべき機能、及びその機能を充実させるための方策を具体的に示したガイドライン。

※20 学校図書館図書標準

公立の小・中学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の標準として、国が平成5年に定めたもの。学級数に応じて、蔵書冊数が示されている。

※21 データベース化

図書資料をコンピュータで検索できるように、書名、著者名等をコンピュータにデータとして登録すること。

※22 連絡協力車

府立図書館が市町村立図書館等の取組を支援するため、全市町村を毎週1回巡回し、京都府図書館総合目録ネットワークにより貸し借りされる図書の運搬等を行う。

※23 京都府図書館等連絡協議会

京都府内の図書館、図書館的な機能を併置する施設及び類縁機関で構成されており、京都府における図書館事業等の振興及び相互間の協力を図ることを目的とし、さまざまな事業を行っている。

(注)

「学校」———小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

「学校等」———保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

「市町村立図書館等」——市町村立図書館・公共の読書施設

「図書館等」———府立図書館・市町村立図書館・公共の読書施設

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律、学校図書館法、図書館法（抜粋）

◆子ども読書活動の推進に関する法律

（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

◆学校図書館法

(昭和二十八年八月八日法律第百八十五号)

(最終改正までの未施行法令)

平成二十六年六月二十七日法律第九十三号 (未施行)

施行＝平成二十七年四月一日

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(設置者の任務)

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

附則抄

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第五条第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

◆図書館法

(昭和二十五年四月三十日法律第百十八号)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるよう留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連携し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

